

〔 第 21 回理事会（平成 30 年 3 月 7 日）承認 〕

平成 30 年度 事業計画書

はじめに

一般財団法人日本建築総合試験所は、社会の要請に対応するため、第三者機関として公正・中立を厳守し、組織の総合力を発揮して高品質で信頼性のある試験・研究、評価、審査、認証および情報普及などを通じて建築の質の向上を図り、安全で安心な国民生活の場の構築に努めている。

具体には、建築分野などにおける試験業務全般にわたり、ISO/IEC 17025に基づく品質マネジメントシステムを構築・維持・運用することにより、国際基準に適合した能力を持つ試験機関としての事業展開を行っている。また、建築基準法や住宅の品質確保の促進等に関する法律（以下「住宅品質確保法」）に基づく各種の事業、これに関連して行っている法人の独自事業や、JIS マーク表示制度に基づく製品認証事業などを積極的に展開している。

耐火防火試験室は、防火材料試験を平成 30 年 4 月に、全ての業務を平成 30 年度内に吹田本部から池田市へ移転する。なお、防耐火構造試験の受託量が多い間は、本部の壁炉を並行稼働させ、迅速な試験の実施を図る。

また、東京事務所を、東日本における製品認証業務の拠点に加え性能評価業務などの拠点としても活用できるよう増床することとし、平成 30 年度第 1 四半期に移転する。

I. 試験および調査・診断事業の推進

当法人の技術力を活用して、試験や調査・診断に対する信頼性の一層の向上を図るとともに、需要喚起への積極的な展開および業務の効率化、迅速化を図る。

1. コンクリート系、鉄骨系、木質系等の構造部材実験に加え、構造物の動的試験や天井材などの非構造部材の強度試験など、幅広い試験業務を行うとともに、技術開発の支援業務にも取り組む。
2. 既存建物の構造性能や耐久性能に関する調査に加え、火害建物の劣化・損傷についても調査し、これらの結果に基づいて補強・補修対策の提言を行う。併せて、依頼者が計画する改修・是正工事などの妥当性について監修を行う。また、耐震診断などの判定業務を行う。
3. 土や地盤改良体の各種土質試験および解析、アスファルト・コンクリートがらなどを用いた再生路盤材の品質試験などを行う。また、地盤・基礎に関する調査を行い、安全性の検討および対策の提言を行う。
4. 内・外装材、床材などの吸音・遮音性能試験およびこれらの断熱性、結露、透湿などの性能試験および解析や住宅設備機器などの性能試験のほか、騒音・温湿度環境などの現場調査・測定を行う。また、船舶居室の

- 仕切り材の遮音性認定試験を行う。
5. 建築基準法、JIS 規格や ISO 規格に基づく防火材料試験、防耐火構造試験および屋根飛火試験を行う。
 6. 建築物の風による振動や設計用風荷重設定のための風洞試験、建築物の周辺風環境の風洞試験および数値流体解析を行う。また、外装材などの耐風圧・水密性能試験や層間変位追従性試験などを行う。
 7. コンクリート、鋼材などの構造材料や、それに使用するセメント、骨材、混和剤などの材料、さらには一般建材など、各種建築材料の品質試験、耐久性などの各種性能を評価するための物理的・化学的試験を行う。また、主にコンクリート構造物における劣化因子推定の一手法となる材料分析を行う。
 8. 行政庁に登録・指定された試験機関として、建設工事におけるコンクリートや骨材などの品質管理試験を行う。コンクリート・セメント系の強度試験や骨材試験については、クラウド環境を提供することで、迅速な試験結果の提供や円滑なデータ共有を図ると共にトレーサビリティを確保し、建設工事管理の適正化に寄与する。
 9. 工業標準化法に基づく試験事業者登録制度（JNLA）による登録試験事業者として、JIS マーク表示制度における各種建築材料などの製品試験を行う。
 10. コンクリート構造、鋼構造、木質系構造の構工法および基礎・地盤に関して数値解析による支援業務を行う。

II. 計量法校正事業の推進

計量法に基づく JCSS 校正事業者として、材料試験などに用いる試験設備の信頼性を確保するため、力試験機、電子天秤、ノギス、マイクロメータおよびダイヤルゲージについての校正を行う。また、トレーサビリティを確保した温度計の校正を行う。

III. JIS 製品認証事業の推進

工業標準化法に基づく登録認証機関として、JIS マーク表示制度の信頼性を確保すべく、公平で適確な認証審査業務を行う。また、顧客の利便性向上などを目的として、クラウドを活用した申請システムの運用を開始する。

IV. 建築確認・検査事業、住宅性能評価事業等の推進

建築基準法に基づく建築確認・検査、建築物省エネ法に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定、住宅品質確保法に基づく住宅性能評価、(独)住宅金融支援機構受託業務の適合証明などの業務を行う。

V. 技術評価事業等の推進

建築基準法に基づく指定性能評価機関として大臣認定に係わる建築物の構造方法又は建築材料の性能評価、建築物省エネ法に基づく建築物エネルギー消費性能評価などの業務を行う。また、独自評価業務として、新しく開発された建築技術の性能などに対する建築技術認証・証明、プレキャストコンクリート製品に用いるコンクリートの生産技術証明および大阪府内建築行政連絡協議会の高層建築物などの防災措置に関する要綱に基づく建築防災計画評定や、耐震改修促進法に基づく既存建築物耐震診断などの判定などの業務を行う。

平成 30 年度は耐火防火試験室(池田)において、防耐火関係の性能評価業務を開始し、打合せ体制の強化などによって顧客サービスの充実を図る。

VI. 構造計算適合性判定事業の推進

建築基準法に基づく指定構造計算適合性判定機関として、35 道府県の知事から委任を受けて構造計算適合性判定業務を行う。業務の実施にあたっては、事前審査図書電子データでの受付、判定時における指摘事例集の活用および判定後の申請図書などの確認機関などへの直接送付などにより業務の円滑化・迅速化を進めるとともに、設計者に向けこれらの取組や愛知県以東の業務拡大区域の情報提供を行なう。

VII. 技術研修事業等の推進

建築技術者の能力向上を図るための研修およびセミナー並びに法人職員などによる自主共同研究などを行う。

1. 研修事業等(公益目的支出計画実施事業)

(1) 定期研修

大阪府の「コンクリート工事に関する取扱要領」に基づく研修、当法人が独自に制定している「コンクリート現場試験技能者認定制度(SiTeC)」に基づく技術者の研修・認定、「試験要員認定制度(LaboTeC)」による試験員の研修・認定を行う。また、船内騒音測定を行う実務者を

対象に「船内騒音測定技術者講習会」を行う。

(2) 業務説明会等

法人の概要と各種事業の周知および業務を通じて得られた成果を社会に還元するため、業務説明会、技術セミナーを行う。

2. 自主共同研究等（公益目的支出計画実施事業）

法人の各種の事業に関連の深い研究テーマを採り上げ、職員による自主研究および大学研究者などの指導を受けて職員が業務の新しい展開を目指して進める自主共同研究を行う。

(1) 自主研究

- ① RC造梁の部材縮尺比およびせん断補強筋配置形式がひび割れ幅に及ぼす影響（構造試験室）
- ② グリース阻集器の阻集性能に及ぼす洗剤の影響（環境試験室）
- ③ 火害を受けたコンクリートの新たな受熱温度推定手法の検討（材料試験室）
- ④ コンクリートの含水状態がフェノールフタレイン溶液の呈色反応に及ぼす影響（材料試験室）
- ⑤ 下水管路の硫酸および硫酸塩劣化に関する評価手法の検討（材料試験室）
- ⑥ コンクリートコアの高さ直径比と静弾性係数の関係についての検討（中央試験室）

(2) 自主共同研究

- ① 木造軸組工法耐力壁の変形性能に及ぼすめり込みの影響（構造試験室）
- ② コンクリート部材の火害による劣化とその調査方法に関する検討（耐震耐久性調査室）
- ③ 真空断熱材の長期性能に関する検討（環境試験室）
- ④ 合成小梁の耐火被覆を省略するための条件設定（耐火防火試験室）
- ⑤ 高層建築物における空力不安定振動の発生に関係する非定常空気の形成過程および伝播機構に関する検討（耐風試験室）

VIII. 広報普及活動の推進

1. 情報機関誌「GBRC」の発行（公益目的支出計画実施事業）

「GBRC」を年4回発行し、建築に関する新知識の普及、情報の伝達を

はじめ、建築技術の解説および関係法令などの周知を図る。

2. その他

法人の概要と各種事業を案内するため、ホームページおよびパンフレットを適宜更新する。また、試験研究センターの施設見学を受け入れるとともに、(一社)日本建築学会などの建築関係諸団体が実施する各種事業に協力する。

IX. 施設整備の推進

技術の進展と社会の広範なニーズに適確に応えるために必要な設備・機器の整備、更新を行う。主要なものを以下に示す。

(1) 試験機器・装置関係

- ・油圧ジャッキ用静的加力サーボシステム装置（構造試験室）
- ・DIGI シュミット（耐震耐久性調査室）
- ・電気マッフル炉（耐火防火試験室）
- ・硬化コンクリートの細孔溶液抽出装置（材料試験室）

(2) ソフトウェア関係

- ・クラウドシステム（性能評定課）

(3) 施設・設備関係

- ・耐火防火試験室（池田）第三期工事
- ・東京事務所移転

X. 総務関係業務の推進

1. 理事会および評議員会の開催

法人の適正な運営を図るため、定款の規定に基づき理事会および評議員会を開催する。

2. 役員および職員

平成 30 年度は、評議員 10 人、理事 8 人、監事 2 人とし、常勤役員は理事 4 人、監事 1 人となる見込みである。また、平成 30 年度には 7 人の正職員を採用し、職員数は 194 人（技術系職員 155 人、事務系職員 39 人）とする。

以 上